

建築工事仕様書

I 工事概要

- 1 工事場所 金沢 市 区 1丁目 地内
- 2 工事内容 (1) 本 体 工 事 (種別、棟別、構造、階、面積)
- | | |
|--------------------------|-----------|
| 2号棟 RC造 4階建 延べ床面積 | 1,247.50㎡ |
| (別途工事) 1号棟 RC造 4階建 延べ床面積 | 1,612.04㎡ |
| 延べ床面積 | 2,859.54㎡ |
- (2) 屋外付帯工事
- (3) 電気設備工事 (別途工事)
- (4) 給排水衛生設備工事 (別途工事)
- (5) 解体工事 (別途工事)
- 3 完成期日 平成21年 月 日
- 4 別契約関連工事
- | | |
|-------------|-------------|
| ● 屋外付帯工事 | ○ 植栽工事 |
| ○ 電気設備工事 | ○ 給排水衛生設備工事 |
| ○ 暖房設備工事 | ○ 冷房設備工事 |
| ○ 換気設備工事 | ○ 空調設備工事 |
| ○ エレベータ設備工事 | ○ 電話設備工事 |
| ○ 浄化槽設備工事 | ○ 合併処理設備工事 |

II 建築工事仕様

- 1 共通仕様
- 1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)平成19年版」(以下「標仕」という。)による。
- 2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。なお、電気設備工事の工事仕様書は(/) 図、機械設備工事は(/) 図による。
- 2 特記仕様
- 1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
- 2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。
○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
○印と※印の付いた場合は、共に適用する。
- 3) 特記事項に記載の() 内表示番号は、「標仕」の当該項目、当該図又は当該表を示す。
- 4) 特記事項に記載の(別図-) は、「標仕」の別図「各部記号」の当該番号を示す。
- 5) 特記事項に記載の(別図-2.) は、「標仕」の別図2「ボルト間隔及び溶接継手の開先形状」の当該項目を示す。
- 6) 特記事項に記載の[] 内表示番号は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成19年版」(以下「改修標仕」という。)の当該項目、当該図又は当該表を示す。
- 7) ○印は、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」(グリーン購入法)の特記調達品目を示す。該当する項目については、環境負荷を低減できる材料を選定するように努める。
- 8) 製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また() 内は製品名を示す。

1章 一般共通事項

項目	特記事項
1 適用基準等	設計図書の他に、下記の図書の該当事項を適用する。 ・建築工事標準詳細図(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 平成17年版) ・建築鉄骨設計基準(建設大臣官房官庁営繕部監修 平成10年版)のうち1項~29項 ・工事写真の撮り方(改訂第2版)建築編(建設大臣官房官庁営繕部監修) ・営繕工事電子納品要領(案)(国土交通省大臣官房官庁営繕部 平成14年11月改訂版) ・建築物解体工事共通仕様書・同解説(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 平成18年版) ・木造建築工事標準仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 平成16年版) ・屋根瓦工事共通仕様書(石川県土木部営繕課監修 平成15年版) ・鉄筋コンクリート構造配筋標準図(石川県土木部営繕課監修) ・壁式鉄筋コンクリート構造配筋標準図(石川県土木部営繕課監修) ・鉄骨構造標準図(石川県土木部営繕課監修) ・石川県バリアフリー社会の推進に関する条例(施設整備の手引き)
2 工事実績情報の登録	※ 登録する(但し工事請負代金額1,000万円以上のものとし、工事請負代金額1,000万円以上2,500万円未満の工事については、受注時のみ登録するものとする。)(1. 1. 4)
3 発生材の処理	1) 発生材のうち引渡しを要するものは、指示された場所に整理のうえ調査を添えて監督員に引き渡す。(1. 3. 8) イ) 引渡しを要するもの及び引渡し場所 引渡しを要するもの 引渡し場所 ロ) 特別管理産業廃棄物の有無 有 無 ハ) 特定管理産業廃棄物の処理方法 ※図面 番 図参照 2) 発生材のうち、現場で再利用を図るもの及び再資源化を図るものは、下記による。 ・現場で再利用を図るもの ・再資源化を図るもの 3) 建設リサイクル法第11条に基づく「通知書」及び同法第18条に基づく「再資源化等報告書」の提出の有無 ○有 無 4) 産業廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく許可業者により運搬し、同法に基づく許可を得た処分場で処分すること。 また、処分の際には産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理されていることを確認するとともに、マニフェスト一頁表を監督員に提出し、確認を受けなければならない。
4 電気保安技術者	※ 適用する (1. 3. 3)
5 施工条件	(1. 3. 5)
6 建築材料等	1) 本工事に使用する建築材料等は、設計図面に規定する所要の品質及び性能を有するもの、又はこれらと同等のものとする。 ①「評価名簿による」と特記されたものについては、「建築材料・設備機械等品質性能評価事業評価名簿(最新版)」(社)公共建築協会によるほか、これらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、次の②に準じ監督員の承諾を受ける。また、同上評価事業の評価を受けたものを使用する場合は、評価書の写しを監督員に提出し、その確認をもって、品質・性能の確認があったものとみなす。 ②JIS及びJASマーク表示のない材料及びその製造所等は、次のイ)からハ)の事項を満たすものとする。また、製造所名、製品名等が記載された材料は、当該製品又は同等品以上を使用するものとし、監督員の承諾を受けるものとする。 イ) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 ロ) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。

- ハ) 安定的な供給が可能であること。
ニ) 法令等で定める許可、認定、又は免許等を取付していること。
ホ) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
ヘ) 販売保守等の営業体制が整えられていること。
なお、これらの材料を使用する場合は、設計図面に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関が発行する資料等の写しを監督員に提出し承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合はこの限りではない。
- 2) 請負契約約款第14条第3項に定める見本は次のものとする。
○金属製品 ○合成樹脂製品 ○木製建具 ○塗装
○家具及び家具の金物 ○炭 ○内外装材料 ○屋根材料
なお、監督員が承諾した材料は、証明となる資料と使用箇所を付し、工事完成まで現場事務所に掲示する。ただし、掲示が困難な材料等はカタログ、その他に代えることができる。
- 3) 請負契約約款第6条の2第4項「調達する工事材料は、石川県産とするよう努めなければならない。」に基づき、本工事の使用材料については、県内で生産された材料及び製品優先的に使用するよう努めること。また、「使用材料確認書」により監督員の確認を受けた工事完了後は地元産品について「使用材料報告書」を提出すること。
- 4) 請負契約約款第13条第2項に定める監督員の検査を受けて使用するべき工事材料は次のものとする。
※抗 ○型枠類 ○防水材料 ・石材 ○木材
但し、杭以外のJIS規格品は除く。
- 5) 本工事に使用する建築材料等は、アスベスト含有建材を使用しないこと。(「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の施行について」(厚生労働省労働基準局長通達平成18年8月)参照) 化学物質等安全データシート(MSDS)等により確認を行った場合は、その写しを監督員に提出すること。

7 特別な材料の工法

8 技能士等

※ 適用する	適用工事種別	技能検定の職種
鉄筋工事	○鉄筋施工(鉄筋組立て作業)	
仮設工事	・とび	
コンクリート工事	○型枠施工 ○コンクリート圧送施工	
鉄骨工事	・とび ○鉄工	
ブロック・ALCパネル工事	・ブロック建築	
防水工事	・アスファルト防水工事作業 ・塩化ビニルシート防水工事作業 ・改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ○合成ゴムシート防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ○シーリング防水工事作業	
石工事	・石材施工(石張り施工)	
タイル工事	・タイル張り	
木工工事	○建築大工	
屋根及びといた工事	○建築板金(内外装板金作業) ・スレート施工	
金属工事	○内装仕上げ施工(鋼製下地工事作業)	
左官工事	○左官	
建具工事	○ガラス施工	
カーテンウォール工事	・カーテンウォール施工(PC) ・サッシ施工 ・ガラス施工	
塗装工事	○塗装(建築塗装作業)	
内装工事	・プラスチック系床仕上げ工事作業 ○ボード仕上げ工事作業 ・表紙(壁装作業)	
排水工事	・建築配管作業	
植栽工事	○造園	

9 完成図等

「石川の伝統的建造技術を伝える会」の内、金沢城址公園整備工事施工者で、県が認定した者※作成する (1. 7. 1~1. 7. 3)(表1. 7. 1)

イ) 工事完成図(原図)1部、製本1部、A3版製本2部提出

ロ) CD-R又はMOに、CADで設計したものはCADデータ、手描きの場合はラスターデータとして記録し1部提出する。
また、本仕様書の「第1章27電子納品」を行う場合は、更に当該特記事項に基づき作成し提出する。
※ラスターデータ:画像データでTIFF形式、原図大で300dpi密度以上とする
・作成しない
屋外付帯工事実測図 ※提出する(1部) ・提出しない
建物保全説明書 ※提出する(1部) ・提出しない

「管理者のための建築物の保全の手引き」(改訂版(財)建築保全センター)に建築物の構造、機器、保全業務等の説明及び清掃の要点、使用材料の製造品名、連絡先等を記載の上提出する。なお、別契約の関連する設備工事等がある場合は、連携の上作成する。

1) 工事記録写真等は、建設大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方」(改訂第2版)に基づき、下記により提出する。また、本仕様書の「第1章27電子納品」を行う場合は更に当該特記事項に基づいて作成し提出する。

10 工事写真等の記録

区分	分類	規格	撮影枚数	部数
着工前	※カラー	※サービス版	※6景以上	※1部
	※カラー	※サービス版	※50景以上	※2部
工事中	※カラー	※サービス版	※50景以上	※2部
	※カラー	※キャビネ版	※1景以上	※1部
完成時	※カラー	※キャビネ版	※1景以上	※1部
	※カラー	※全紙パネル	※1景以上	※1部

11 責任施工

2) 完成写真の撮影 ○専門業者の撮影 ・専門業者以外の撮影
3) 中間検査または、監督員の指示により手直しを命ぜられた工事は、手直し前、中、後が判別できる写真を撮影し、報告書に添え提出する。

12 工事報告書

特記事項中、責任施工の指示のあるものは、請負人及び下請人の連帯責任とし、保証書を提出し、工事の進捗状況、作業員の出勤報告、工事箇所図及び工事現場写真等を記載した工事報告書(月15日及び月末毎)に提出する。

13 設備工事との取合い

1) 設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受ける。
2) 設備工事の貫通孔、開口部の型枠、スリーブ等の補強筋は本工事に含むものとする。なお取合等は下記による。
位置、大きさ、箇所数等

補強筋箇所数	位置/大きさ	箇所数			
		100mm	125mm	150mm	175mm
梁	1	2	4	5	
	2	1	2	3	
	3	1	2	3	
壁	1	5	3	10	19
	2	1	2	3	
	3	1	2	3	
床	1	2	16	28	16
	2	1	2	3	
	3	1	2	3	

鉄骨部のスリーブ及び補強筋は本工事に含むものとする。
鉄筋下地で天井、壁等の補強筋は本工事に含むものとする。なお箇所数は、下記による。
イ) 天井部分...4. 箇所 ロ) 壁部分...7.2. 箇所